



夏休み
特集号

方城町
青少年育成町民会議

—町ぐるみで子どもの
健全育成をはかるために—
わたしの家庭では守ります。

重点指導項目

- ◎小学生は友達だけで町外へだしません。 (小学校)
- ◎夜間の外出・外泊・夜あそびはさせません。(中学校)
- ◎バイクの暴走運転はさせません。 (高等学校)

青少年の健全育成を
みんなで考えよう!

方城町青少年育成町民会議

会長 中島義章

青少年の問題は、いつの時代、治療したりすることが必要である。どのような社会にとっても重要な問題であり、とりわけ少年非行の問題は個々の家庭にとって極めて深刻な問題であります。少年非行の社会的背景としては「さまざまな要因がありますが、第一の原因として、家庭のしつけ、つまり、親にあると考えている人が多くあります。筑波大学の稲村博助教授は、「非行の指導や精神障害の治療にあたって、子どもだけに取組んでもそれだけでは十分でない。親に求めてもらい、親自身を指導したり、来てもらい、親自身を指導したり、

治療したりすることが必要である。また、しばしば親の方が重要な本人自身より親に対して、より多くの時間と労力を注ぐ必要がある。場合によっては親だけの指導と治療で子どもの問題が改善することさえ少なくない」と、非行の問題はまさに親の生き方の問題であるときえ云っております。

私達大人が謙虚に自己を反省し、指導に当っては自らの姿勢を正し、後姿で子どもを感化指導すべきときではないでしょうか。

青少年の健全育成のため町民あ

『あいさつ運動』(方城町立三校の
年間指導目標)のご協力を!!

○おうちのなかで みんなに

「おはよう」

「こんにちはは」

「こんばんは」

「おやすみ」

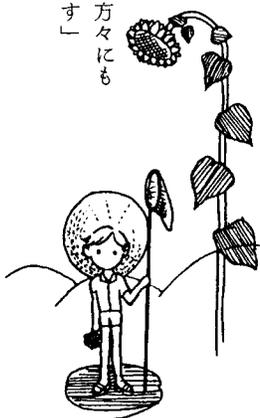
○近所の人にも 町内の方々にも

「おはようございます」

「こんにちはは」

「こんばんは」

子ども達にすすんで「あいさつ」の一声をかけて下さい。



夏休みを楽しくすごすために 方城中学校・伊方小学校・弁城小学校

◎9月1日(土)には、全員元気なすがたで会いましょう◎

伊方・弁城小学校

- 一、まい日かならずべんきょうし
ましょう。
- 二、まい日きまり正しくすごしま
しょう。
- 三、早おきを自分から、すすんで
からだをきたえましょう。
- 四、暑い日は、ごこに一時間ぐらい
ひるねをしましょう。
- 五、おてつだいをきめて、じつこう
しましょう。
- 六、夕がたは、ごこ六時までには、
いえにかえりましょう。
- 七、おそくまでテレビなど見ないで
九時ごろまでに休みましょう。
- 八、ぼんおどりの、れんしゅうは、
九時半まで、ぼんは十時半まで
にはやめましょう。
- 九、あぶないあそびは、やめまし
ょう。
- 十、プールで、しっかりおよぎをお
ぼえ、川や池でのすいえいは、
ぜったいにやめましょう。
- 十一、あそびに行くときは、行くさき
友だち、かえる時間をとどけて
行きましょう。
- 十二、どうろなどで、あそびず、じて
んしゃの二人のりや とうのり
(校区外)はやめましょう。
- 十三、花火は おとなのいる中でして
じこのないようしましょう。
あとかたづけをきちんとしまし
よう。

方城中学校

- 一、規律ある生活
- 二、自分にあった計画表を作成し、
確実に実行しよう。
- 三、常に中学生としての自覚をもっ
て行動しよう。
- 四、毎日の行動と反省を記録しよう。
- 五、町外には、子どもだけで遊びに
行かないようにしましょう。
※ ゲームセンターには行かない
ようにしましょう。
- 六、おすばんなどで、でんき ガス
をつかうときは、じゅうぶん気
をつけましょう。
- 七、からだに気をつけましょう。
- 八、たべすぎ のみすぎに気をつけ
ねびえ、ねぶそく、つかれすぎ
なども気をつけましょう。
- 九、むしばや からだのわるい人は
休み中に おおしておきましょう。
- 十、※夏休みの出校日
◎七月三十日(月)◎八月六日(月)
◎八月二十一日(火)◎九月一日(出)か
ら二学期が始まります。元気に登
校しましょう。
- 十一、先生や、おうちのひとと話し合っ
て夏休みの 目あてをきめまし
ょう。
- 十二、※九月一日に持ってくる物
◎通信ひょうの夏休みに学習した
物。図書館の本。上ズック。ぞ
うきん
- 十三、一、規程ある生活
- 十四、自分にあった計画表を作成し、
確実に実行しよう。
- 十五、常に中学生としての自覚をもっ
て行動しよう。
- 十六、毎日の行動と反省を記録しよう。
- 十七、出校日には出席し、欠席する場
合は必ず学校に連絡しよう。
- 十八、二、生活一般
- 十九、①学習
- 二十、朝の涼しいうちに計画にしたが
って学習しよう。午前中は友人
宅の訪問はさげよう。
- 二十一、不得意な教科は、この機会に十
分復習しよう。
- 二十二、日ごろ出来にくい研究や創作活
動、読書に力を入れよう。
- 二十三、②外出は制服、制帽を原則とし、
中学生らしい服装であること。
- 二十四、行先・用件・帰宅時間をはつき
り家人に告げ、許可を得て外出
しよう。
- 二十五、③夜間の外出(六時以後)は保護
者同伴であること。特に夏は性
犯罪が多い時期ですから女生徒
の外出は十分注意するようにし
て下さい。
- 二十六、④勉強のことであっても友人宅の
外泊は絶対してはいけない。
- 二十七、⑤盆踊りは十時半までとする(当
日)練習日、八月一日から、午
後九時半までとする。
- 二十八、三、遊び
- 二十九、危険な遊びや危険な場所には近
づかないようにしましょう。
- 三十、危険物は持ち歩かない。
- 三十一、ゲームセンターやパチンコ店の
出入りは禁止する。
- 三十二、農作物のいたずらや、公共物の
破損をしない。
- 三十三、自転車は二人乗り・無謀運転・

★非行防ぐは家庭から



方城町青少年育成町民会議と、
三校PTA連絡協議会合同で夏休
み期間中昼間・夜間補導を行ない
ます!! 町民の皆さんの御協力をお
願いします。

- 三十四、バイク等の無免許運転はしない。
- 三十五、五、こづかい
- 三十六、むだづかいをしたり、親に多額
の金銭をねだったりしない。
- 三十七、友達同志で金銭の貸借をしない。
- 三十八、こづかい帳をつくり、出入れ
をはっきりさせる。

“大丈夫ですか、あなたのお子さん”
“見て見ぬふりをしていませんか”



深夜徘徊 = みんなで摘もう
非行の芽 =

家庭教育の基本方針

「やっていますか、こんなこと……」
心豊かな子供に育てよう!!

- 「ありがとう」「ごめんなき
い」の気持ちを持ち、それを言
葉に表しながら育てよう。
- 美しい花や絵を「きれいなえ」と
言いながら見せましょう。
- 「おはよう」「おやすみ」
「いただきます」「ごちそうさ
ま」などのあいさつができるよ
うに親がいつしよになって、く
り返し指導しましょう。
- 子どものいるところで、他人
の悪口は絶対に言わないよう
にしましょう。
- 子どもが欲しがるままに、物
やお金を与えないようにしましょう。
- 待つ、がまんするという体験
を積ませよう。
- やってよいこと悪いこと、言
ってよいこと悪いことを、はっ
きりと厳しく教えよう。
- 交通ルールを教えよう。
- 「行ってきます」「ただいま」
「行ってらっしゃい」「お帰り
なさい」のあいさつが言えるよ
うに仕上げよう。
- 親子いつしよに、散歩や登山、
スポーツをして共に汗を流し、
苦しさで耐える喜びを味わわ
せよう。
- 年令に応じた仕事分担を与え、
毎日きちんとやらせよう。時に
は親子でいつしよに働こう。
- よい本を与え、喜んで読書す
る習慣を身につけよう。
- 家族みんなで話したり、いつ
しよに笑ったりする時間をとり
ましょう。
- 子どもの前で夫婦げんかをし
たり、年寄りとの争いをしたり
することはやめよう。
- しかることより、ほめること
を多くしよう。
- 小遣いは計画を立てて、小遣
い帳につけながら使うように指
導し、合せて預金の意義を教え
よう。
- やりかけたことは最後まで根
気よくやり抜くよう導こう。
- スポーツや文化活動に、エネ
ルギーを精いっぱい発散でき
るようにさせよう。
- 父親の生き方、母親の生き方
について、話して聞かせよう。
- 人の心の痛みがわかる人間に
育てよう。
- 美しいものに、素直に感動す
る心情を育てよう。
- 言葉使いや敬語の使い方につ
いては、その都度、その場で指
導しよう。
- 服装や頭髪などの端正さにつ
いて理解させ実行させよう。
- 「とりえ」をほめ、よい個性
や特技を伸ばすように心がけよ
う。
- 目あてを持ち、それに向って
つき進む生き方をやしなおう。

常会だより

昭和五十九年三月十一日、前村
常会定期総会で、「前村地区被害
被害者組合」を解散し、役員も同
時に解任しました。
以後、右のような名称、役職を
使って起きる問題は、前村常会と
は無関係であり、一切の責任はあ
りません。
昭和五十九年七月五日
五十八年度常会長 月見 剛
五十九年度常会長 宮崎 進
他役員一同



＜犯不良行為少年検挙補導状況

昭58・59年1月～6月対比表

市町村	年度	行為	飲酒	喫煙	薬物乱用	凶器携帯	乱げん暴か	たかり	深夜徘徊	家出	無断外泊	不純異性交遊	婦女誘惑	不良交友	怠学	怠業	不健全娯楽	金品持出し	暴走行為	その他	計
	59	1	106	1				1	64					10	7		1		4	10	205
川崎	58	1	35						19	1				4	9		5		9	11	94
	59	1	58	13	3				33	1					6		8		3	4	130
香春	58	1	39						19	1	5				6		1		13	1	86
	59		39	1					20					2	2	1				5	70
金田	58		11	1					7	2					8				2	2	33
	59		21	1					21	2				2	6		3				56
糸田	58		39	18			12		25	2	3	1		9	36		2		2	1	150
	59	2	34	11					13					10	15		8	2		12	107
赤池	58	1	15						8	3				1	5		3				36
	59		7						5						1						13
方城	58		18	3					7						2		2		1		33
	59		27	1					14						3				1		46
赤	58	1	5												3						9
	59			1					2						2				2		7
管外	58		43	11	1				19	3				1	13		7	1	4		103
	59	1	45	3					11					2	8		1		1		72
計	58	10	275	37	2	12			174	14	9	1		23	102	1	30	1	37	24	752
	59	5	337	32	3		1		183	3				26	50	1	21	2	11	31	706

刑法犯少年検挙補導状況

昭58・59年1月～6月対比表

市町村	年度	罪種	殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝	窃盗	詐欺	横領	賭博	わいせつ	暴力行為	その他	計
	59	1			1			2		8	72		3				1	88
川崎	58										26		1		1			28
	59					1	1			3	33		3					41
香春	58										15						1	16
	59										23		6					29
金田	58										14							14
	59					1	2			1	22							26
糸田	58										19		2					21
	59					2	1				40						1	44
赤池	58							9			6							15
	59										3							3
方城	58									1	6		1				8	16
	59										17		2					19
赤	58																	
	59																	
管外	58									1	13						1	15
	59							1			19							20
計	58							10		4	159		7		1		23	204
	59	1			1	4	7		12	12	229		14				2	270

非行・犯罪のない明るい社会を
 今や、社会問題化している少年非行。当町でも相変らず増加のきざしがあります。家庭・地域総ぐるみで撲滅のため力を合わせましょう。